

(別紙)			
1	件名	第12回議会改革推進委員会会議録(要点筆記)	
2	日時	平成30年 1月23日(火)	開会 午前10時00分
			閉会 午前11時20分
3	場所	市議会第1委員会室	
4	議題	(1) 課題、改善点等の検討について	
5	出席者	柳田委員長、江袋副委員長、稲川、松本(進)、金子、碓の各委員	
6	オブザーバー	最上議員	
7	事務局	金子局長、秋谷議事課長、金野庶務課長、安藤補佐、石関係長、尾熊主任	
		北村主任、山口主事	

柳田委員長

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。
なお、川口新風会の委員の交代があり、今回から碓委員が出席いたしておりますので、よろしくお願いします。

開 会 午前10時00分

柳田委員長

それでは、ただいまから第12回「議会改革推進委員会」を開会いたします。
本日の出席委員は全員であります。
本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
ただ今、1名の方から傍聴の申請が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の委員会における協議内容を踏まえ、各会派でご検討いただいたところでございますので、各会派の御意見を拝聴しながら、協議して参りたいと存じます。

本日は、前回の委員会で決定いただきましたとおり、検討事項等提案一覧のうち、10項目につきましてご協議いただきたいと存じます。

なお、ご協議いただく10項目につきましては、お手元に配付してございます検討事項等提案一覧の件名を、網掛けにしてございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大きな1の「(2)費用弁償の廃止」につきましては、
から提案されたものでございますが、今回から再度、ご協議いただくものでございます。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

それでは から、お願いします。

費用弁償については平成28年2月6日の議会改革推進委員会において、各会派代表者会議へ協議の場を移すと決定していたかと思う。現在、各会派代表者会議で協議しているところであり、委員会での協議は終了したものと認識している。

ただいま、 から、代表者会議で協議中であり、こちらの委員会での協議は終了すべきとの意見がございましたが、いかがでしょうか。

、お願いします。

の意見に賛成する。

、お願いします。

賛成する。

自民

柳田委員長

公明

柳田委員長

共産

柳田委員長

■■■■■
新風

柳田委員長

■■■■■、お願いします。

代表者会議のほうで、検討いただけるとのことであれば、そちらの方にお任せする。

それでは、この件につきましては、代表者会議で協議ということで決定させていただきます。

次に、大きな1の「(3) 政務活動費の実費請求方式の導入」につきましては、■■■■■から提案されたものでございますが、今回から再度、ご協議いただくものでございます。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

■■■■■、お願いします。

■■■■■
自民

■■■■■の提案であるが、極論を言えば、1ヶ月ごとに請求して、1ヶ月ごとにもらうというのもありえるかと思う。そうなると議会事務局職員の負担も大きいので、我が会派としては現状のままでよいと考える。

経理責任者会議等で3ヶ月に1度の個表及び領収書の提出を促されているが、仄聞するところ、そのルールで提出している議員は限りなく少ないと聞いている。逆に質問したいのだが、■■■■■では3ヶ月に1回ごとの提出をしているのか。

柳田委員長

■■■■■
新風

■■■■■、お願いします。

ご指摘の3ヶ月に1回の提出というのは守れていないという現状にある。だからこそ、実費請求方式を採用し、使ったときに支出をお願いする方が迅速な経理処理につながると思う。

柳田委員長

■■■■■
自民

■■■■■、お願いします。

■■■■■から発言があったとおり、■■■■■自体も守れていないということであった。こういう提案をされるのであれば、自分の会派が100パーセント行なってから各会派に投げかけてはいかかが。我が会派としては■■■■■の提案は、オンブズマンの意見を私たちは聞きますよというパフォーマンスにすぎないと思う。■■■■■がそういう状況でありながら、こういった提案をするというのは我が会派としては納得できないので現状のままでよいと考え、反対させていただく。

柳田委員長

■■■■■
新風

■■■■■、お願いします。

オンブズマンの意見というくだりはどういうことか説明いただきたい。

柳田委員長

自民

以前、[]から提案理由の説明があったときに、「オンブズマンからいろいろな提案があるが、この件についても検討した方がよい」という主旨の発言があった。

柳田委員長

新風

いろいろな意見の団体があり、いろいろな意見を言うのは当然であるが、それを我が会派が言われているから提案しているというのは承服出来ない。

これは我が会派の考えで提案しているのであり、それをある特定の団体が言っているから提案しているというのは我が会派の名誉に関わる問題である。

柳田委員長

自民

名誉に関わる問題というのは、その会派の立場によって様々だと思う。とにかく、[]がルールどおり行っていない現状での提案は納得できないということである。

柳田委員長

新風

[]が反対されるのは[]の考えなのでいいと思うが、我が会派としては実費請求をした方が経理の迅速な処理にも資すると考える。

柳田委員長

公明

[]、お願いします。

我が会派としては、従来どおりとするのがよいと考える。

理由としては、以前、全議員の政務活動費を会派に支給していた時代があった。その当時、私が会派の経理責任者をやっていたが、会派全員の分を実費請求するのは大変な労力であった。本来なら自分の政務活動に専念したいところであったが、ままならないような状況だった。実費請求方式を導入した場合、お金の出し入れ、領収書の確認を仮に事務局に一任すると考えると大変な労力である。人件費の増大にもつながると思う。当然のことであるが、我々議員は政務活動費を正しく使っていくのが当たり前でやっている。自己責任においてしっかりやっていたら従来どおりでなんら問題ないと思う。

柳田委員長

共産

柳田委員長

[]、お願いします。

我が会派も今までどおりでよいと考える。

提出会派である[]、お願いします。

新風

政務活動費については様々な評価を市民からいただいている。中には「第二の議員報酬」であるという人もいる。その原因の一つは、一括してもらって残余額を返すという方法にあるかと思う。こういった誤解を招かないためにも民間では当たり前である実費請求方式を提案したところである。改めて各会派に検討いただきたい。

柳田委員長

この件につきましては、各会派のご意見がそれぞれあり、意見の一致は難しいものと考えます。次回、再度協議し、意見が一致しない場合は、意見の一致に至らずと決定したいと思います。いかがでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな1の「(5) 議員報酬及び期末手当の日割減額」につきましては、**〇〇**から提案されたものでございますが、減額する項目として提案された内容は、①として、疾病や自己都合等により連続して2回以上、市議会定例会の招集に応じない場合、②として、刑事事件に関し、有罪判決が確定した場合、③として、刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合、の3点であります。前回の協議では、**〇〇**、**〇〇**からは、「賛成する」との意見、**〇〇**からは、「反対する」との意見があり、提出会派の**〇〇**からは、「市議会議員の一番の仕事は本会議場もしくは委員会に出席して議論を交わすことが第一義的な責務である。**〇〇**から議会の日だけ働いているわけではないという発言があった。そのとおり、私も町会活動やスポーツ団体等への参加もあるが、そういった仕事は第2、第3の扱いであって、私たちの第一義的な責任である、本会議や委員会に二期連続で来られない場合に100分の100の税金を全額、充てるというのは**〇〇**の支持者以外は納得していないと思う。自分だっていつ病気になるかわからない。そこで①については2分の1だけでも支給しようという妥協的な提案をしているわけである。再度、持ち帰って会派内で協議をしていただきたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

〇〇からお願いします。

北九州市の例もあることから、我が会派も**〇〇**の提案に賛成する。

〇〇、お願いします。

公明
柳田委員長

改めて検討したが、そもそも選挙で選ばれた議員であるから自分の身をどのように処するかはその議員の自覚の問題である。**〇〇**の提案については議員の立場としても馴染まないと考え反対する。

共産
柳田委員長

〇〇、お願いします。

新鳳

柳田委員長

自民

確かに[]の言うとおりの議員活動は本会議、委員会の場合だけではなくと理解するが、今回の提案は①については疾病、自己都合等により連続して2回以上、招集に応じないということであり、②、③については刑事事件で有罪判決を受けた場合である。こうした、特に議員活動を疎かにしている場合や刑事事件のような場合に限って減額することについては、やむを得ないと考え、賛成する。

それでは、提出会派である[]、お願いします。

[]、[]については賛同いただき感謝する。[]は会派内で十分に検討していただき、今回の発言に至ったと思うが、再三申し上げているとおり、議員の活動は大きく分けると議員活動と政治活動がある。議員活動とは本会議や委員会に出席し、発言するということである。その報酬が議員報酬であるという認識である。自分の地元の町会などで市議会の状況を報告したりするのは議員活動でもあるが、どちらかという政治活動であると思う。いわゆる公務でない活動である。やはり公務の活動と非公務の活動は分けるべきである。今回、我が会派が提案しているのは、議員であれば必ず出席しなければならない公務を病気や刑事事件等に関与して出られないという状況である。議員の資質において判断すればよいという[]の意見であるが、全く働いていない議員に血税が支払われているというのは[]の支持層も含め、ほとんどの市民が矛盾を感じる場所である。

民間企業においても、それぞれ規約等で決まっていると思うが全額支給するということは極めて珍しいと思う。

我が会派は、議員活動を全く行えない状況で100分の100の支給は市民感情に即さないという観点から提案している。しかし、議員の家族等もいる場合の生活保障もあることから、100分の50は保障しようという妥協案を提案しているところである。是非、再度、会派内で検討いただきたい。

議員の資質という[]の考えは我が会派では到底納得できないところである。個人的な発言に言及する場ではないが、[]の会派内でどのような協議になっているのかを差し支えない範囲でお尋ねしたい。

柳田委員長

共産

柳田委員長

自民

[]。議員は選挙で選ばれているので、議員辞職するかどうかは本人の判断になる。議員辞職した場合は100分の50どころか0になる。逆に①、②、③の場合に報酬が半分支払われるというのは大丈夫なのかという意見もあった。

[]。意見が平行線になってしまうというのもあるので今回はこれで終わりにするが、議員辞職は本人の判断であるという話であるが、我が会派においては刑事事件により有罪判決を受けた場合、まず除名等の厳しい処分が下り、その後は、そ

の議員個人の判断ということになるが会派離脱は当然のことであると思っている。

の姿勢はそういう議員も擁護して辞職させないとも捉えられる。そういう議員を会派で擁護して守ろうという体質は納得できないものである。是非、再度協議していただきたい。

柳田委員長

。

共産

そもそも会派を離脱するかは議員辞職とは関係ない。それによって我が会派が擁護するというのは全く論理的につながっていないので、そういった発言は控えていただきたい。とにかく先程の説明のとおりである。

柳田委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(2) 一般質問の通告書は具体的に記載することとし、議長に提出した以外の質問は行わない。(1点目、2点目と質問に内訳がある場合は、きちんと個別に通告する。通告制度の趣旨に反するような答弁部長の変更要請は行わない)」につきましてはから提案されたものでございますが、今回から再度、ご協議いただくものでございます。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

、お願いします。

公明
柳田委員長

よりわかりやすい、開かれた議会を示すという意味でも賛成する。

、お願いします。

共産
柳田委員長

賛成する。

、お願いします。

新風

反対する。発言通告の趣旨は、理事者が質問の主旨を理解し、その答弁の準備に資することが目的だろうと思うが、現状で不都合はないと考える。質問の内容が不明であれば理事者が議員に聞けばよい話なので現状を変更する必要はない。

柳田委員長

提出会派である、お願いします。

自民

、については賛同いただき感謝する。ここ数年は一般質

問において、1点目、2点目という質問をしている議員はほとんどいなくなったと感じるところであるが、再質問、再々質問で詳細に質問していく中で、そのような発言が全く無くなったとも言えないところである。

大きな1、(1)、ア、(ア)という形で詳細に質問項目が設けられるので、どういふ質問の主旨なのか明確にするべきである。理事者が議員に聞けばいいのではなく、理事者が議員に質問をしなくても、一般質問の主旨がどういふことなのかわかるように明確にするのが議会人の努めだと思う。

あいまいな質問でも理事者が確認すればいいという[]の考えは納得できない。会派内でもう一度協議していただきたい。正々堂々と一般質問を行う通告書を提出した方がよいと我が会派は考える。

柳田委員長

この件につきましては、各会派のご意見がそれぞれあり、意見の一致は難しいものと考えます。次回、再度協議し、意見が一致しない場合は、意見の一致に至らずと決定したいと思います、いかがでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(3)本会議の一般質問のあり方について」につきましては、[]から提案されたものでございますが、今回から再度、ご協議いただくものでございます。提案された内容は、①として、質問順序を抽選方式にする、②として、質問の回数制限の廃止(同時に市長、理事者に反問権を認め、質問項目の前戻りも可能とする)、③として、二会期通算制の廃止、④として、一回の質問時間について、答弁も含めて1時間以内、もしくは質問だけで25分程度にする(※二会期通算制の廃止とセットにする)の4点であります。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[]からお願いします。

[]
自民

まず①についてだが、これを導入することによって議会改革が改善するのか甚だ疑問である。我が会派としては全く必要がない提案だと考える。②については改選前の意見と同様であるが、もし実施するのであれば1年間の試行期間を設け、その間は重複質問を注意しても議長の責任を問わないという申し合わせを事前にしていただきたいと考える。③については我が会派から大きな2の(9)で一般質問における人数配分についてを提案している。その中で、二会期通算制の廃止についても提案している。是非、我が会派から提案している大きな2の(9)に賛同いただきたい。④については同じく大きな2の(9)で質問時間についての提案をしているのでこちらについては反対させていただく。

柳田委員長

[]、お願いします。

[]
公明

我が会派としては③の二会期通算制の廃止については賛成する。それ以外は従

来どおりとしたい。そもそも議員は選挙によって市民の負託を受けて議席をいただいている。敢えて抽選方式を導入しなくても、長い川口市制の中で今まで、なんら混乱はない。また質問時間については[]から提案されているので、[]の提案に賛成の立場である。

柳田委員長

[]、お願いします。

共産

まず市長、理事者に反問権を認めることについては様々な議論があるところであるが、市長、理事者側には3,000人以上の川口市職員がいる。我々議会には42人の議員がいるが、議会事務局の人員が増員されているとは言え、事務局の充実がないまま、市長、理事者に反問権を認めるというのは議会の論戦力からしても不平等になりかねないと言われている。その点からも我が会派としては反対させていただく。

柳田委員長

提出会派である、[]、お願いします。

新風

まず、我が会派の提案である、二期通算制の廃止はそれぞれの議員の判断によって毎回質問できるようにするというのが主眼であって、毎回質問するというのであれば質問時間は半分程度にするということである。つまり、質問時間は減らさずに質問を柔軟に行うことができるという主旨のものである。

その点において、[]の提案とは極めて異なるということをまず指摘させていただきたい。それから反問権については質問の回数制限を撤廃した場合に、議論が発展して行く際に理事者側から質問者に対して、主旨を明らかにするために反問権を認めるということが言われている。より効果的な議論をするために質問の主旨を明らかにすることが目的だご理解いただきたい。

以上、改めて各会派にご協議いただきたい。

柳田委員長

この件につきましては、各会派のご意見がそれぞれあり、意見の一致は難しいものと考えます。次回、再度協議し、意見が一致しない場合は、意見の一致に至らずと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(4)議長不在時の理由開示」につきましては、[]から提案されたものでございますが、今回から再度、ご協議いただくものでございます。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[]からお願いします。

自民

現状のままでよいと考え、反対する。

柳田委員長

公明
柳田委員長

共産
柳田委員長

新風

柳田委員長

柳田委員長

自民

柳田委員長

、お願いします。

現状のままでよいと考え、反対する。

、お願いします。

改めて協議したが、現状のままでよいと考え、反対する。

それでは、提出会派である、お願いします。

議長は議事を進行することが仕事である。毎回、その仕事を行うことが原則と考える。その際に、理由なしに副議長が議事を進行するというのは望ましくないので、理由を開示すべきと考える。

この件につきましては、各会派のご意見がそれぞれあり、意見の一致は難しいものと考えます。次回、再度協議し、意見が一致しない場合は、意見の一致に至らずと決定したいと思います、いかがでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(8) 人事議案に反対がある場合の採決方法を起立採決とすること」につきましては、事務局から『人権擁護委員の候補者の推薦について』に限定し、試行してはいかがかと提案されていますのでございますが、前回の協議では、からは、「賛成する」との意見、

からは、「人事議案について今までのやり方をしてきたのにも理由がある。それを当面、変える理由が見当たらないということで、反対する。」との意見、からは「会派内で協議した結果、人事案件に関しては従来の方法を採用すべきではないかという結論に至ったため、反対する。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

それでは、からお願いします。

賛成する。人事議案についても他の議案と同様に、議員として、市民、有権者に対して賛否の意思表示をはっきりさせることは議会人として当然であり、最重要のことであると考えます。

今回の提案は人権擁護委員の候補者の推薦に限定して試行するという事なので我が会派としては全面的に賛同する。

、お願いします。

公明

柳田委員長

賛成する。他市を見ても電子投票制を導入する自治体が増えており、今後ますます開かれた議会、スムーズな議会運営が必要であると考え、今のうちから整理するべきである。

、お願いします。

共産

柳田委員長

従来どおりでよいと考え、反対する。

、お願いします。

新風

柳田委員長

我が会派は人事案件に関しては賛否を明確にすべきではないと考えるので反対する。

この件につきましては、各会派のご意見がそれぞれあり、意見の一致は難しいものと考えます。次回、再度協議し、意見が一致しない場合は、意見の一致に至らずと決定したいと思います。いかがでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、この提案に関連して、が提案されている大きな5の(9)「市議会ホームページにおいて各議員の採決状況を公表する」の表現について検討をお願いしているかと存じます。その後の検討状況についてお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

、お願いします。

新風

柳田委員長

委員長から指摘のあった大きな5の(9)であるが、これに関しては我が会派が賛否を表明したものと一部矛盾するので修正をお願いしたい。「人事案件を除く」という文言を追加させていただきたい。

それではからご発言をいただきましたとおり、「5 その他」の「(9)市議会ホームページにおいて各議員の採決状況を公表する」の文言中に「人事案件を除く」という表現を追加し、変更するという事でよろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、ただいまの協議のとおり、よろしく願いいたします。

次に、大きな2の「(9)一般質問における質問者の人数配分について」は、前回、から提案されたものでございます。前回の協議では、
、
、
とも「持ち帰り検討する」との意見でありまし